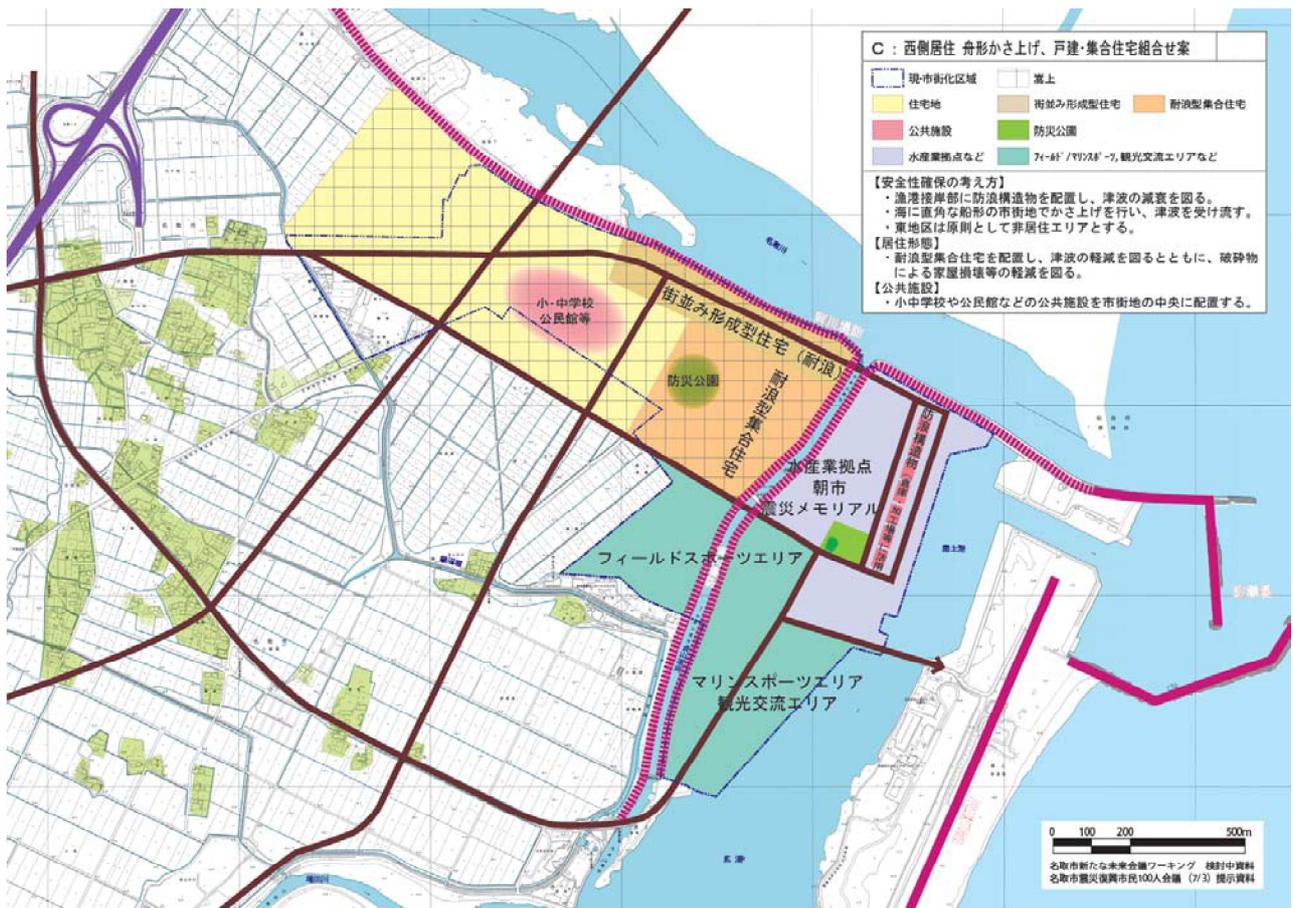


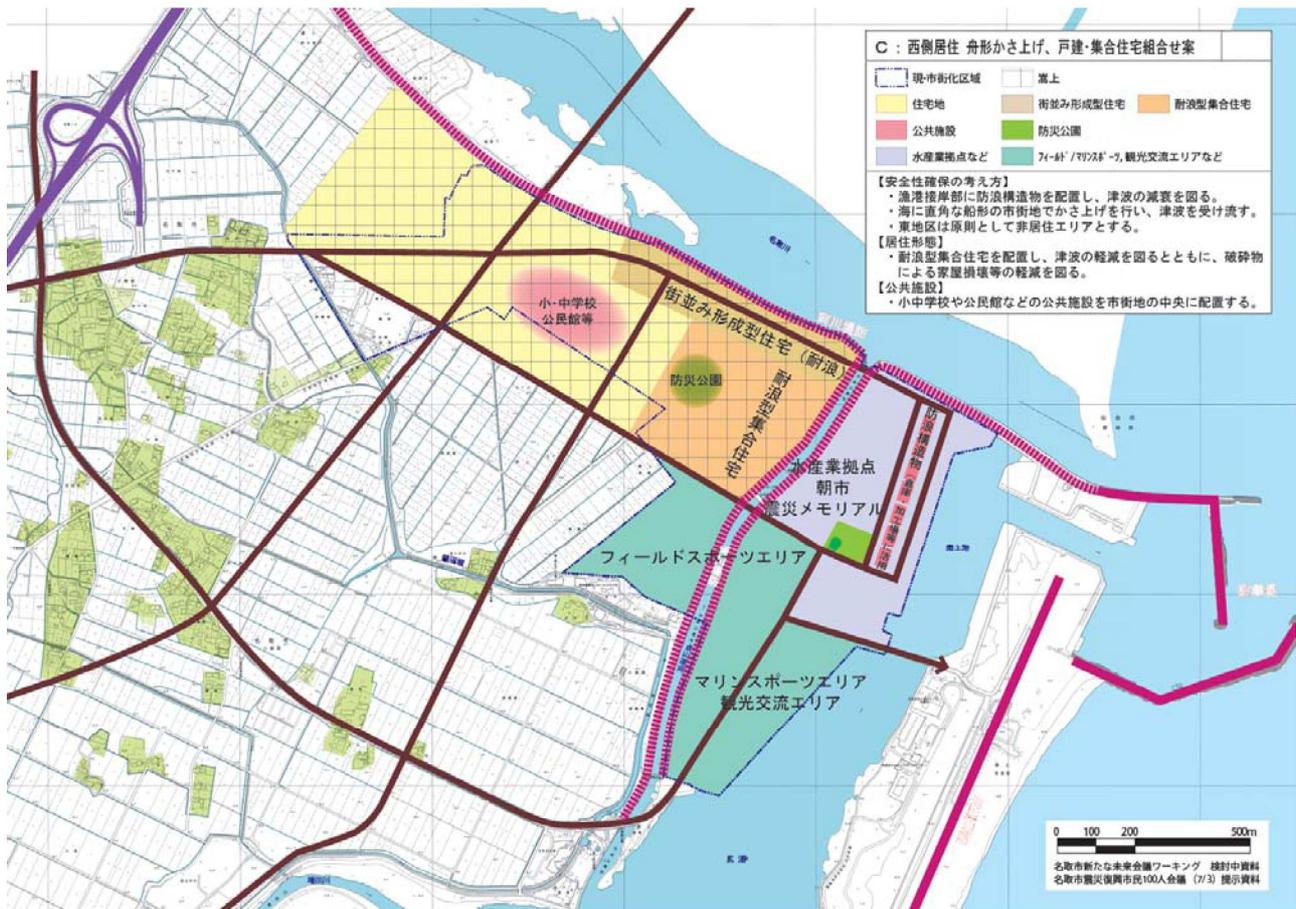
資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室）

図 4.8-27(1/3) 閑上地区の土地利用イメージ A  
 （西側居住 かさ上げ、戸建中心案）



資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室）

図 4.8-27(2/3) 閑上地区の土地利用イメージ B  
（東西居住 かさ上げ、戸建・集合住宅組合せ案）



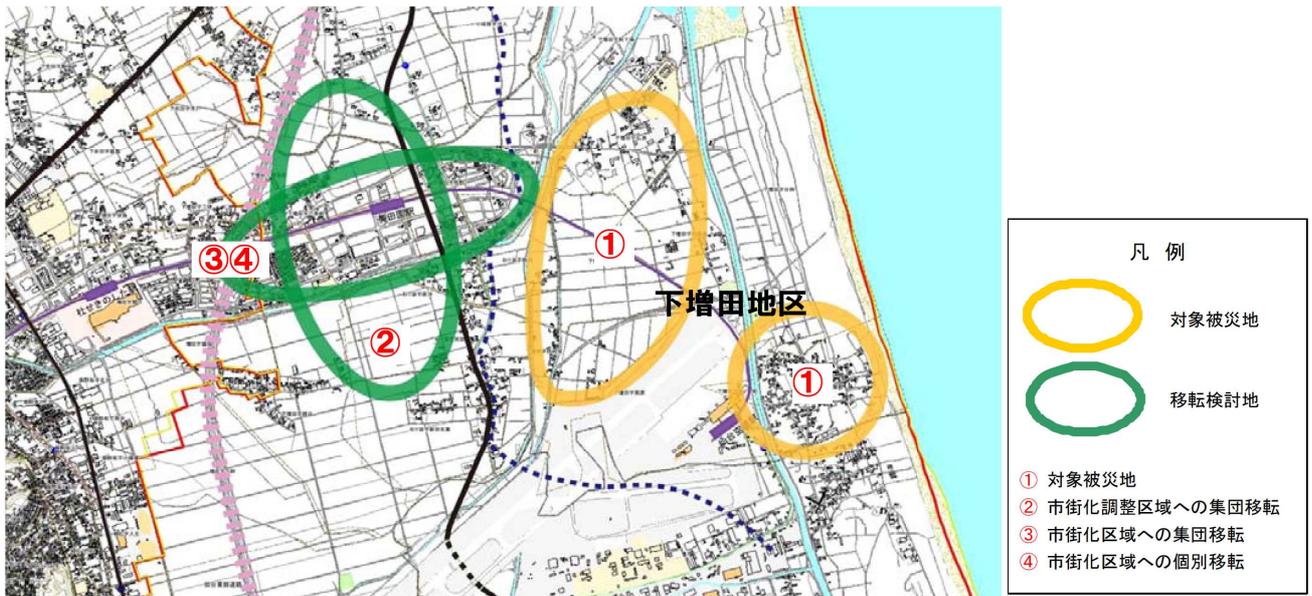
資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室）

図 4.8-27(3/3) 閑上地区の土地利用イメージ C  
 (西側居住 舟形かさ上げ、戸建・集合住宅組合せ案)

表 4.8-44 下増田地区の土地利用の方針

ゾーン	土地利用の方針
2次防御ライン東側	2次防御ライン東側の田園エリアでは、今回の地震による地盤沈下の問題や、集落の集団移転、県立農業高校の移転など、田園・集落地区としての再建が困難であると考えられる。そのため、水と緑など地区の持つ地域資源を生かした自然活用型の交流ゾーンとしての活用や、新たな産業を誘導するエリアとして位置付けて、土地利用の展開を検討していく。
田園・集落地区	2次防御ライン西側の田園エリアには農家集落が点在しており、これらは主に自然堤防や砂州の微高地に建設されているが、今回の津波による被害もある。したがって、ニーズに対応して地盤の嵩上げや施設の耐浪化を施すなど、きめ細かな対策が必要だと考えられる。また、2次防御ラインの整備に伴い内水氾濫などの課題もあるため、内水排水対策には十分な対策を講じる。

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室）



資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室）

図 4.8-28 下増田地区沿岸部の土地利用イメージ



資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室

図 4.8-30 沿岸部の土地利用イメージ

表 4.8-45 閑上と下増田のまち再生プロジェクト主要施策

ゾーン	中心的な取り組み	主要施策
再生期	閑上・下増田のまちの復興に向けた事業の推進	閑上地区：被災市街地復興土地区画整理事業、下増田地区：防災集団移転促進事業
	恒久的な住宅への移行支援	住宅再建支援、被災地区における災害公営住宅整備等
	地区の復興を先導する公共施設の整備	コミュニティの拠点となる学校・公民館等の再整備
	防災性の高いまちづくりの推進	地域防災計画、津波被害地区の宅地嵩上げ補助等
	復興に向けた協働のまちづくりの推進	公民館を核としたコミュニティの再生、復興まちづくりを担う地域住民組織の支援
	地域への愛着を育てる教育と将来を担う人材の育成	子どもたちの海と陸（おか）の体験・遊びの場づくり
展開期～ 発展期	生命を守る避難・救援のネットワーク形成	
	日常生活の魅力を高める環境づくり	次代の居住スタイルに対応した住宅地・商業地

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室

### 17) 名取市震災復興整備計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室）

名取市復興整備計画は、復興に係る具体的な事業計画として平成 24 年 3 月に策定された。復興整備計画における目標は、防災配慮、ネットワーク形成、地域文化継承など、以下に示す 5 点である。

表 4.8-46 名取市復興整備事業における目標

目標	概要
住む人に安心感があるまちづくり	防災に配慮した土地利用を行い、自然災害に対する被害の軽減を図るため総合的な対策を講じる。
名取市全体で考えるまちづくり	市内の既存ストックの活用を図りながら非浸水地域を含めた市内各地区や近隣市町とのネットワークを考慮した都市を構築する。
土地の記憶を継承するまちづくり	自然地形・地盤・景観の活用、地域資源の活用、海との共生など、地域の文化を継承する。
地域・集落と産業の持続性を大切にすまちづくり	農地の大区画化や利用集積を図り農業の再生に努めるとともに、水産加工業等も含めた産業の振興に努め、持続性のある新たな魅力あるまちをつくる。
次代の暮らしを見据えた、新たなまちづくり	多世代に配慮したコンパクトまちづくりを行うとともに、地球環境時代に向けた地域づくりと自然と共存するライフスタイルを実現する。

資料：名取市震災復興整備計画（平成 23 年 10 月 名取市・宮城県）

復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向としては、以下の 3 点があげられている。

表 4.8-44 名取市復興整備事業における土地利用の基本的方向

区域	土地利用の基本的方向
貞山運河の東側	水産業等の地域産業再生と新たな産業を誘致するゾーンとし、沿岸部にレクリエーション施設（震災メモリアル施設、マリーナ、ビーチなど）や防潮林を整備する。
貞山運河と 2 次防御ラインの間（下増田地区）	農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンとする。
2 次防御ラインの西側	閑上地区の居住機能を再建するとともに、農業集落の再生やほ場整備事業により農地を再編する。

資料：名取市震災復興整備計画（平成 23 年 10 月 名取市・宮城県）



資料：名取市震災復興整備計画（平成 23 年 10 月 名取市・宮城県）

図 4.8-31 名取市復興整備事業土地利用構想図



## 第5章 自然環境等で保全しようとする地域又は対象



## 第5章 自然環境等で保全しようとする地域又は対象

### 5.1. 自然環境等で保全しようとする地域又は対象の抽出の考え方

#### 5.1.1. 対象道路の敷設位置を検討する範囲

調査地域（第3章 図3.1-1）にあつて、対象道路の敷設位置を検討するための範囲については、事業目的に鑑み、以下の条件から設定した。

##### 【検討範囲を設定するための条件】

- ① 仙台市内に位置すること。
- ② 津波被害軽減に資する堤防機能の発現という観点から、東日本大震災による津波到達範囲内に位置すること。
- ③ 想定される津波に対し、道路（堤体）の線形が効果的な配置となること。

以下に検討範囲を示す。また、検討範囲の位置を図5.1-1に示す。

##### 【検討範囲】

**南側範囲**：宮城県仙台市と同名取市との市境となる名取川までを範囲とした。

**北側範囲**：宮城県仙台市と同多賀城市との市境付近（市境から仙台市側の七北田川まで）については、工場や住宅が密集し、「都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市都市整備局計画部都市計画課）の土地利用方針図においても『市街地ゾーン（航業・流通・研究区域）』と位置付けられ、名取川から七北田川までの田園地（「都市計画マスタープラン」で『集落・里山・田園ゾーン』に該当）とは明らかに異なる土地利用となっている。本事業の緊急性や事業影響の度合いを鑑みた結果、多賀城市との市境から仙台市側の七北田川までの範囲を除外し、名取川から七北田川までを範囲とした。

**東側範囲**：甚大な津波被害を受けた仙台市東部地域のうち、道路構造物として堤防機能の発現が期待される陸地側範囲の境界として、海岸線までを範囲とした。

**西側範囲**：仙台市東部地域のうち、津波被害の軽減に一定の貢献をしたと考えられる仙台東部道路までを範囲とした。

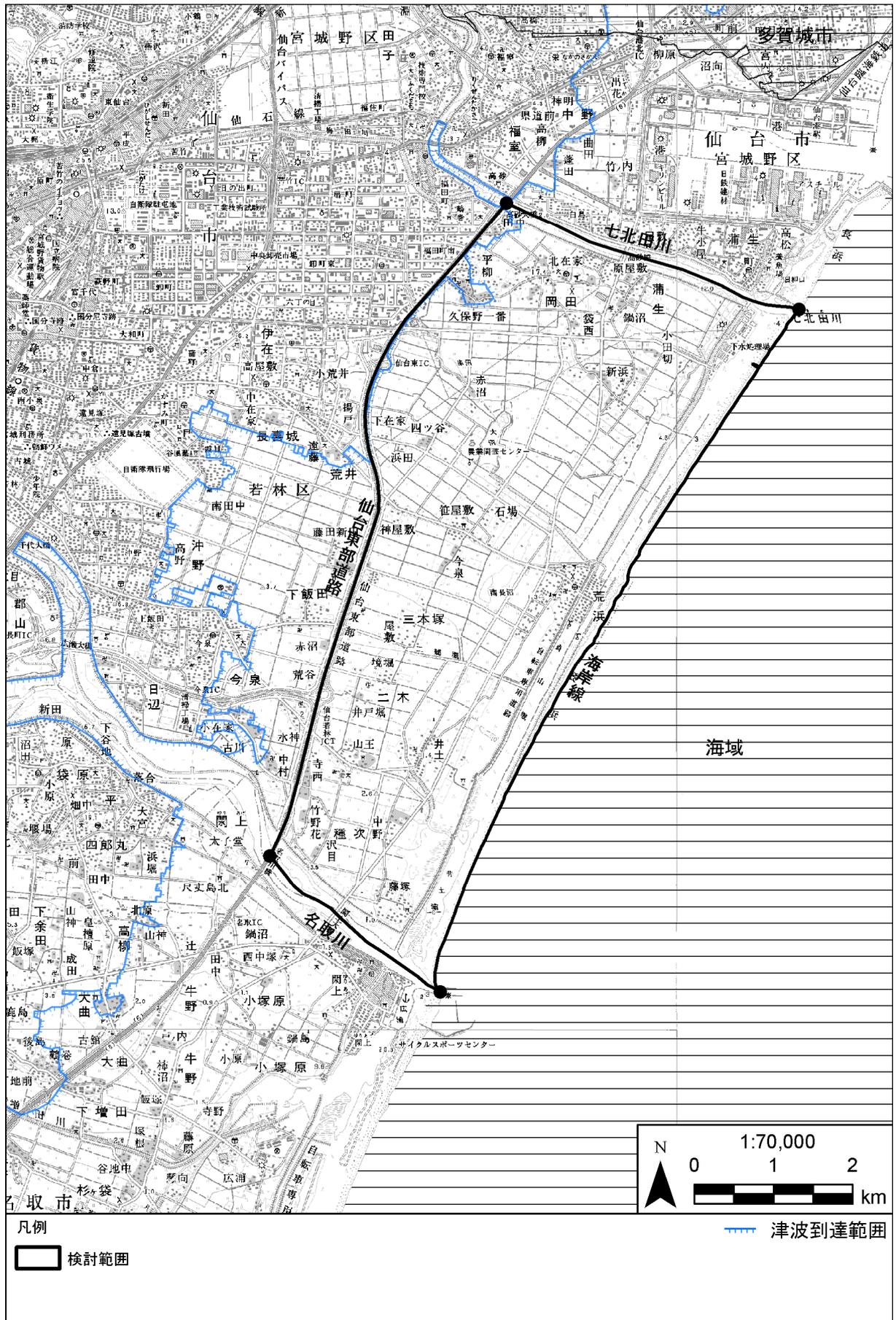


図 5.1-1 対象道路の設置位置を検討する範囲

### 5.1.2. 道路建設により生じる可能性のある問題点

調査地域において道路建設により生じる可能性のある問題点について、表 5.1-1 のとおり、4つの視点からそれぞれに挙げる事ができる。

表 5.1-1 道路建設により生じる可能性のある問題点

視点	問題点
土地の安定	調査地域に広く軟弱地盤が存在すること、その上で東日本大震災の影響による地形の変化が顕著であることから、道路建設によって地盤沈下等が生じ、土地の安全性が失われる可能性があること。
自然環境の保全	調査地域は耕作地や海岸林などの二次的な自然環境が残された地域であり、道路建設により、良好な自然環境が損なわれる可能性があること。
自然との触れ合い	調査地域には自然的、文化的景観資源や自然と触れあう場所が存在することから、道路建設により、その機能に変化が生じる可能性があること。
生活環境の保全	調査地域は仙台市東部地域の田園地に位置し、東日本大震災の影響による住居等の損壊等が目立つものの、残存した住居等からなる集落が点在しているなど、道路の建設及び車両の走行により、生活環境を悪化させる可能性があること。

### 5.1.3. 自然環境等で保全しようとする地域又は対象の抽出条件

5.1.2 に示す問題点を回避または低減するために、自然環境等で保全しようとする地域又は対象を、以下の A~C の 3 ランクに分けて整理した。なお、「自然環境等で保全しようとする地域又は対象」の情報収集範囲は、図 5.1-1 の図面上の範囲（うち、多賀城市と海域は除く）とする。

#### A: 特に保全重要度が高く、道路の建設を回避すべき地域又は対象

表 5.1-2 の選定基準に該当する地域又は対象を、「特に保全重要度が高く、道路の建設を回避すべき地域又は対象」として抽出した。

表 5.1-2 特に保全重要度が高く、道路の建設を回避すべき地域又は対象と選定理由等

地域又は対象	法令等	選定理由
[自然環境の保全・自然との触れ合い]		
①天然記念物及び指定文化財	文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）	優れた自然環境、景観等を保全するため設定されている地域又は対象であり、現状変更の規制、自然環境の保護、利用制限などが課せられることから、建設を回避すべきと判断した。
②国及び県自然公園	自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）	
③国内希少野生動植物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）	

#### B: 道路の建設が望ましくない地域又は対象（道路建設にあたって相当程度の配慮を要する）

表 5.1-3 の選定基準に該当する地域又は対象を、「道路の建設が望ましくない地域又は対象」として抽出した。

表 5.1-3 道路の建設が望ましくない地域又は対象と選定理由等

地域又は対象	法令等	選定理由
<b>[土地の安定]</b>		
①砂防指定地	砂防法（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号）	土砂災害などを防止するため設定されている地域であり、土石の採取、木竹の伐採などが制限されており、建設が望ましくないものと判断した。
②地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）	
③急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）	
④保安林（土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林ほか）	森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）	
<b>[自然環境の保全]</b>		
⑤鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）	自然環境の保全のため設定されている地域であり、土地の形質変更、木竹の伐採などが制限されており、建設が望ましくないものと判断した。
⑥自然環境保全地域	自然環境保全条例（昭和 47 年 7 月 15 日宮城県条例第 25 号）	
⑦広瀬川環境保全区域	広瀬川の清流を守る条例（昭和 49 年 9 月 28 日仙台市条例第 39 号）	
<b>[自然との触れ合い他]</b>		
⑧風致地区	都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）	都市近郊の緑地、文化財等の保全のため設定されている地域であり、建築物等の新築・改築、土石の採取などが制限されており、建設が望ましくないものと判断した。
⑨保安林（保健保安林、風致保安林ほか）	森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）	
⑩緑地環境保全地域	自然環境保全条例（昭和 47 年 7 月 15 日宮城県条例第 25 号）	
⑪保存緑地	杜の都の環境をつくる条例（平成 18 年 6 月 23 日仙台市条例第 47 号）	
⑫保存樹木	杜の都の環境をつくる条例（平成 18 年 6 月 23 日仙台市条例第 47 号）	
<b>[その他]</b>		
⑬埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）	

**C：道路の建設にあたって注意を要する地域又は対象**

表 5.1-4 の選定基準に該当する地域又は対象を、「道路の建設にあたって注意を要する地域又は対象」として抽出した。

表 5.1-4 道路の建設にあたって注意を要する地域又は対象と選定理由等

地域又は対象	法令等	選定理由
<b>[土地の安定]</b>		
①30°以上の急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号） 情報源）国土数値情報ダウンロードサービス （国土交通省国土政策局国土情報課）	災害危険箇所や軟弱地盤の分布地等については、道路の建設にあたって防災上の注意を要する。
②災害の危険箇所	平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成23年 仙台市）	
③軟弱地盤の分布地	土地分類基本調査 地形・表層地質・土じょう 仙台 5万分の1国土調査（昭和42年 経済企画庁） 仙台市の環境（平成22年度実績報告書）（平成24年 仙台市）	
<b>[自然環境の保全]</b>		
④鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）	自然性の高い地形や希少な動植物の生息生育地であり、道路の建設にあたっては注意を要する。
⑤保全上重要な植物群落	第2回自然環境保全基礎調査（昭和53・54年 環境庁）	
⑥学術上重要な地形・地質・自然現象	平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成23年 仙台市）	
⑦湧水	平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成22年 仙台市）	
⑧保全上重要な動植物分布地	平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成23年 仙台市）	
<b>[自然との触れ合い他]</b>		
⑨自然景観資源	平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成23年 仙台市）	景観資源の分布地や、住民が自然観察などを行う身近な自然との触れ合いの場となる地域であり、道路の建設にあたっては注意を要する。
⑩自然との触れ合いの場	平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成23年 仙台市）	
⑪親水性のある水辺地	平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成22年 仙台市）	
⑫巨樹・巨木	第4回自然環境保全基礎調査（昭和63年 環境省） 平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成22年 仙台市）	

## 5.2. 保全重要度から見た地域区分

### 1) 特に保全重要度が高く、道路の建設を回避すべき地域

特に保全重要度が高く、道路の建設を回避すべき地域（最も保全重要度の高いAランク）については、前項にて抽出した各項目の保全対象の重要度とその重なり合いを考慮の上、天然記念物及び指定文化財（国指定）分布地7地域、国内希少野生動物の生息地1地域を抽出した。

なお、国内希少野生動物の生息地については、関係機関への聞き取りの結果、仙台湾沿岸の海岸林において過去にオオタカの営巣実績があることから、オオタカの営巣可能林として海岸林を抽出した。

これら抽出した地域の法令指定状況等を表5.2-1に示す。

表5.2-1 特に保全重要度が高く、道路の建設を回避すべき地域

区分	抽出地域	法令等	配慮区分	備考
①天然記念物及び指定文化財	若林区木ノ下3丁目8-1（国指定建造物[陸奥国分寺薬師堂 附 厨子1基・棟札1枚]）	文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）	×	
	若林区木ノ下2丁目、3丁目（国指定史跡[陸奥国分寺跡]）		×	
	若林区白萩町（国指定史跡[陸奥国分尼寺跡]）		×	
	若林区遠見塚1丁目ほか（国指定史跡[遠見塚古墳]）		×	
	宮城野区銀杏町7-36（国指定天然記念物[苦竹のイチョウ]）		×	
	若林区古城2丁目（国指定天然記念物[朝鮮ウメ]）		×	
	名取市大曲字中小路26（国指定建造物[洞口家住宅]）		×	
②国及び県自然公園	該当なし	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）	—	
③国内希少野生動物	仙台湾沿岸の樹林地に生息する国内希少野生動物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）	○	海岸林はオオタカの営巣地となる可能性を考慮して抽出

配慮区分 ○：検討範囲内[図5.1-1]（事業計画地に近接し、事業影響が生じる可能性がある）  
 ×：検討範囲外[図5.1-1]（事業計画地から十分に離れ、事業影響が生じる可能性は低い）  
 —：図中に該当無し[図5.1-1]（事業影響は生じない）

表5.2-1のうち、図中の範囲に当該情報が表示される①と③の分布位置を図5.2-1に示す。

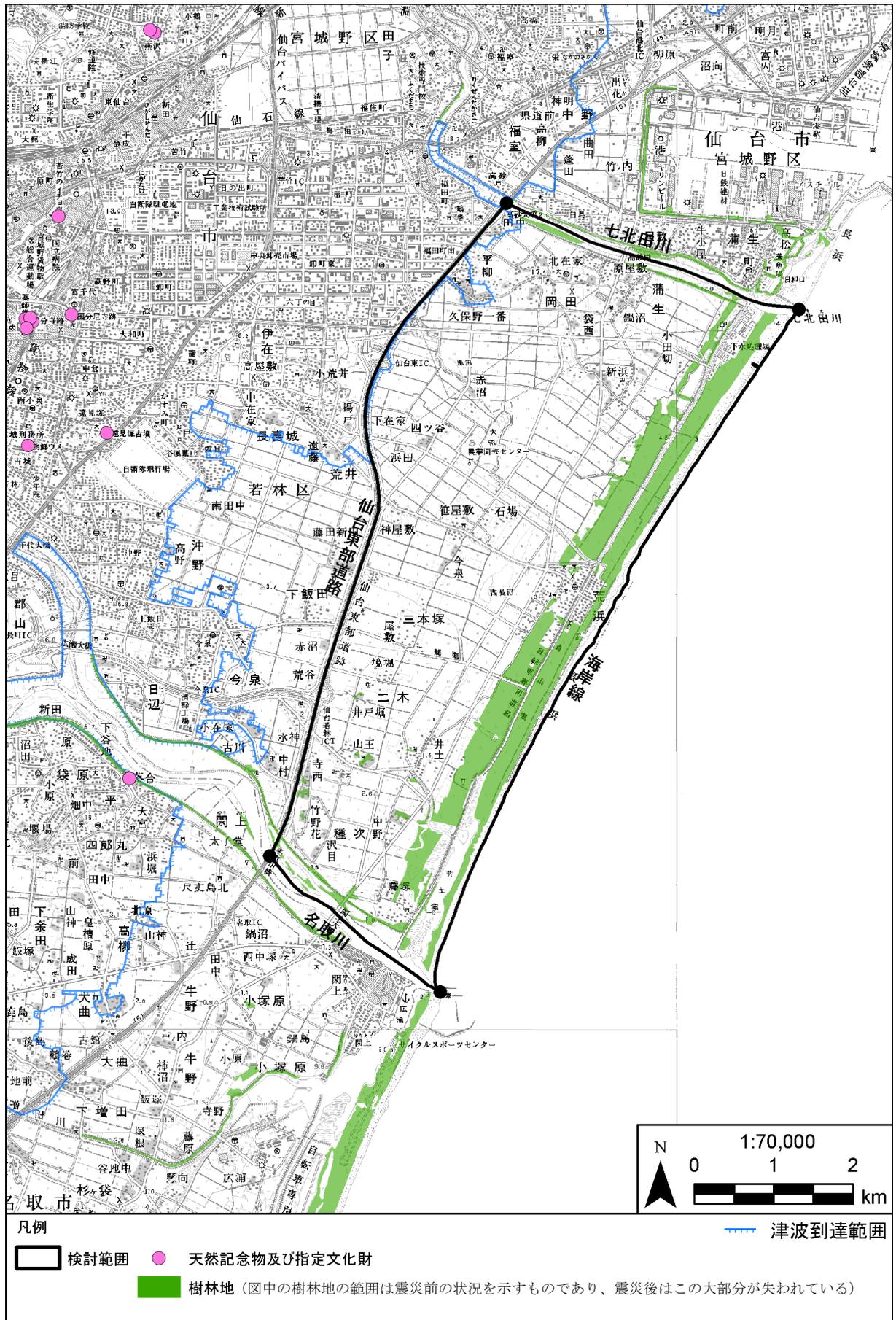


図 5.2-1 特に保全重要度が高く、道路の建設を回避すべき地域

## 2) 道路の建設が望ましくない地域

道路の建設が望ましくなく、この地域に事業計画地を配置する場合、相当の配慮が必要となる地域（B ランク）としては、環境関連等の法令指定地のうち開発行為に対して何らかの規制がかかる指定地を抽出した。

道路の建設が望ましくない地域の分布状況を表 5.2-2 に、その分布位置を図 5.2-2 に示す。

表 5.2-2 道路の建設が望ましくない地域

区分	抽出地域	法令等	配慮区分	備考
<b>[土地の安定]</b>				
①砂防指定地	砂防指定地	砂防法（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号）	—	
②地すべり防止区域	地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）	—	
③急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）	—	
④保安林（土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林ほか）	保安林（潮害防備保安林ほか）	森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）	○	
<b>[自然環境の保全]</b>				
⑤鳥獣保護区の特別保護地区	国指定仙台海浜鳥獣保護区の井土浦特別保護地区、蒲生特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）	○	
⑥自然環境保全地域	仙台湾海浜県自然環境保全地域	自然環境保全条例（昭和 47 年 7 月 15 日宮城県条例第 25 号）	○	
⑦広瀬川環境保全区域	広瀬川環境保全区域	広瀬川の清流を守る条例（昭和 49 年 9 月 28 日仙台市条例第 39 号）	—	
<b>[自然との触れ合い]</b>				
⑧風致地区	風致地区	都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）	×	
⑨保安林（保健保安林、風致保安林ほか）	保安林	森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）	○	
⑩緑地環境保全地域	緑地環境保全地域	自然環境保全条例（昭和 47 年 7 月 15 日宮城県条例第 25 号）	—	
⑪保存緑地	保存緑地	杜の都の環境をつくる条例（平成 18 年 6 月 23 日仙台市条例第 47 号）	×	
⑫保存樹木	保存樹木（照徳寺のいちょう、六郷のかやなど 22 箇所）	杜の都の環境をつくる条例（平成 18 年 6 月 23 日仙台市条例第 47 号）	○	
<b>[その他]</b>				
⑬埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）	○	

配慮区分 ○：検討範囲内[図 5.1-1]（事業計画地に近接し、事業影響が生じる可能性がある）  
 ×：検討範囲外[図 5.1-1]（事業計画地から十分に離れ、事業影響が生じる可能性は低い）  
 —：図中に該当無し[図 5.1-1]（事業影響は生じない）

表 5.2-2 のうち、図中の範囲に当該情報が表示される④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑪、⑫、⑬の分布位置を図 5.2-2 に示す。

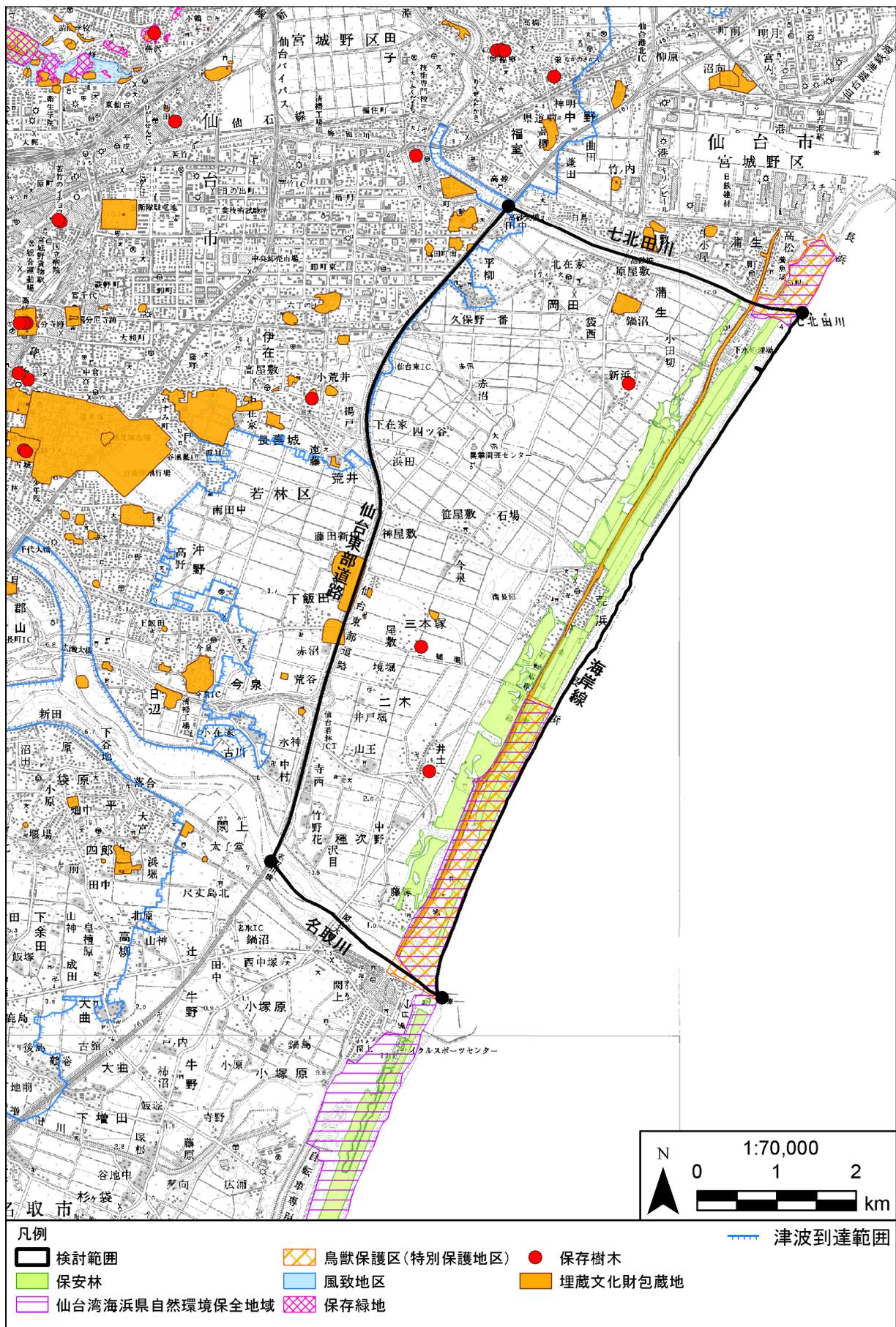


図 5.2-2 道路の建設が望ましくない地域

### 3) 道路の建設にあたって注意を要する地域

道路の建設にあたって注意を要する地域は、災害の危険箇所や自然環境の保全に関する保全対象が存在する地域、自然との触れ合いの場、生活環境の面から静穏を要する地域などを抽出した。

道路の建設にあたって注意を要する地域の分布状況を表 5.2-3 に、その分布位置を図 5.2-3 に示す。

表 5.2-3 道路の建設にあたって注意を要する地域

区分	指定地域	法令等	配慮区分	備考
<b>[土地の安定]</b>				
① 30°以上の急傾斜地	30°以上の急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日法律第57号)情報源)国土数値情報ダウンロードサービス(国土交通省国土政策局国土情報課)	—	
② 災害の危険箇所	災害の危険箇所(活断層地形)	平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成23年 仙台市)	×	
③ 軟弱地盤の分布地	軟弱地盤の存在(三角州性低地、自然堤防、砂州、砂丘)	土地分類基本調査 地形・表層地質・土壌 仙台 5万分の1国土調査(昭和42年 経済企画庁) 仙台市の環境(平成22年度実績報告書)(平成24年 仙台市)	○	
<b>[自然環境の保全]</b>				
④ 鳥獣保護区	仙台海浜鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日法律第88号)	○	
⑤ 保全上重要な植物群落	保全上重要な植物群落	第2回自然環境保全基礎調査(昭和53・54年 環境庁)	○	
⑥ 学術上重要な地形・地質・自然現象	学術上重要な地形・地質・自然現象(動植物の重要な生育地[井土浦・名取川河口・七北田川河口など]、仙台平野の原風景を残す湖[大沼、赤沼、南長沼])	平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成23年 仙台市)	○	
⑦ 湧水	湧水	平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成22年 仙台市)	—	
⑧ 保全上重要な動植物分布地	保全上重要な動植物分布地	平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成23年 仙台市)	○	
<b>[自然との触れ合い]</b>				
⑨ 自然景観資源	自然景観資源(蒲生干潟、井土浦、南長沼、大沼、仙台湾砂浜海岸[深沼海岸]、長浜、広浦ほか)	平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成23年 仙台市)	○	
⑩ 自然との触れ合いの場	地域性緑地(仙台湾海浜県自然環境保全地域、海岸公園)、海辺、河川、湖沼との親水(深沼海水浴場、仙台自然休養林、広瀬川、大沼、赤沼)、緑との触れ合い施設(仙台市農業園芸センター)	平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成23年 仙台市)	○	
⑪ 親水性のある水辺地	蒲生干潟、深沼海岸、赤沼、大沼、南長沼、井土浦、広浦	平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成22年 仙台市)	○	
⑫ 巨樹・巨木	巨樹・巨木	第4回自然環境保全基礎調査(昭和63年 環境省) 平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成22年 仙台市)	○	

配慮区分 ○：検討範囲内[図 5.1-1] (事業計画地に近接し、事業影響が生じる可能性がある)  
 ×：検討範囲外[図 5.1-1] (事業計画地から十分に離れ、事業影響が生じる可能性は低い)  
 —：図中に該当無し[図 5.1-1] (事業影響は生じない)

表 5.2-3 のうち、図中の範囲に当該情報が表示される②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫（①、⑦以外）の分布位置を図 5.2-3 に示す。

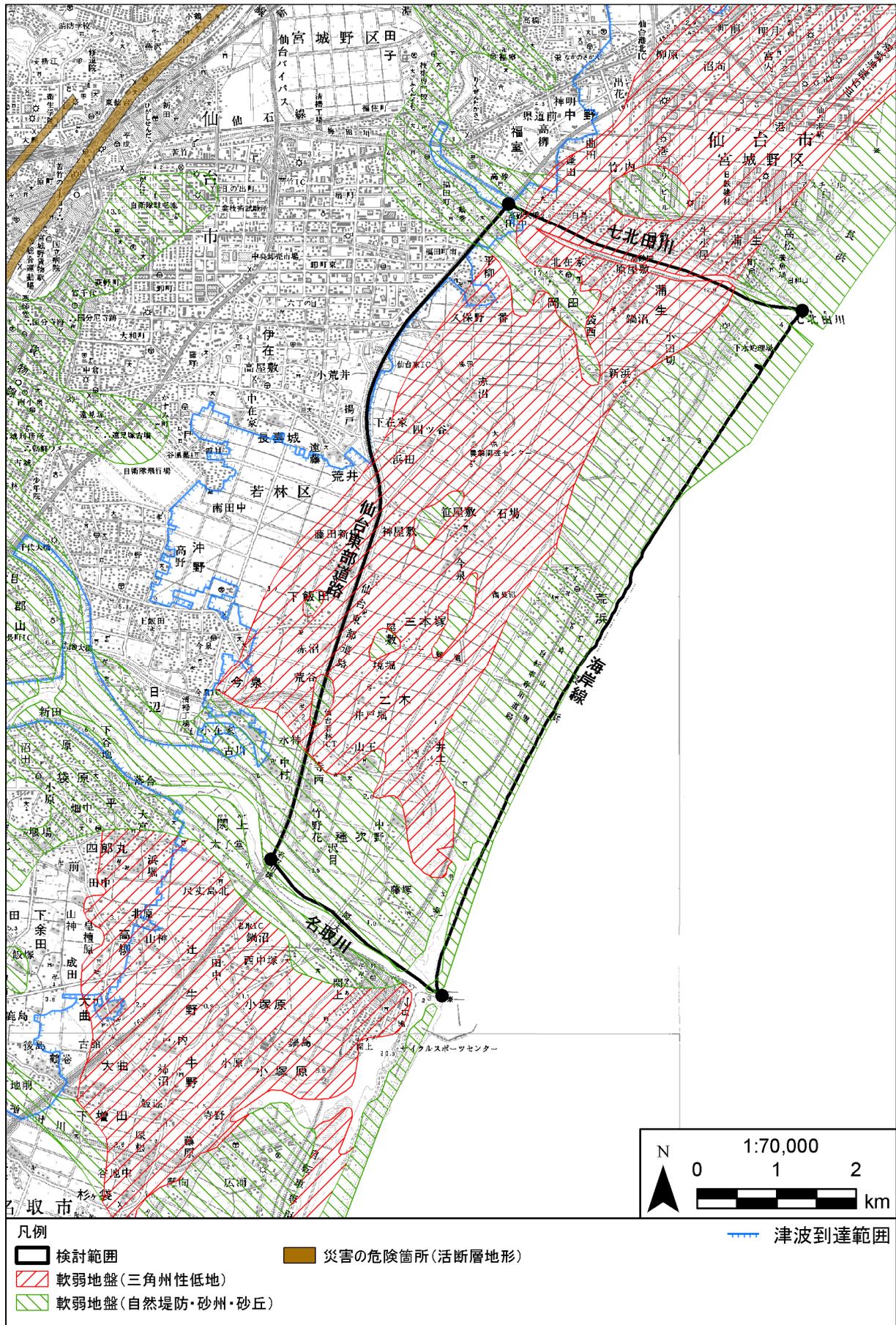


図 5.2-3(1/3) 道路の建設にあたって注意を要する地域 (土地の安定)

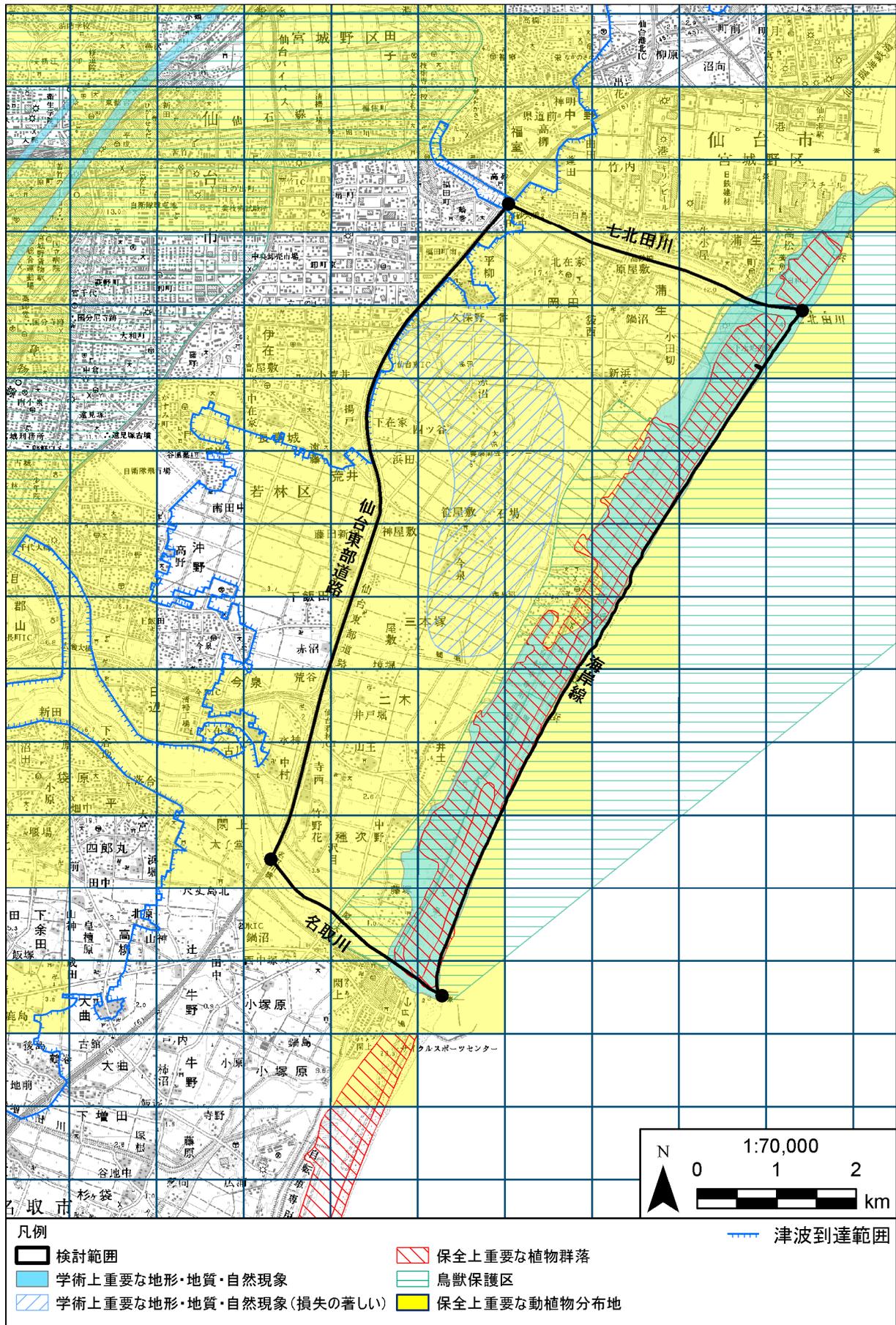


図 5.2-3(2/3) 道路の建設にあたって注意を要する地域 (自然環境の保全)

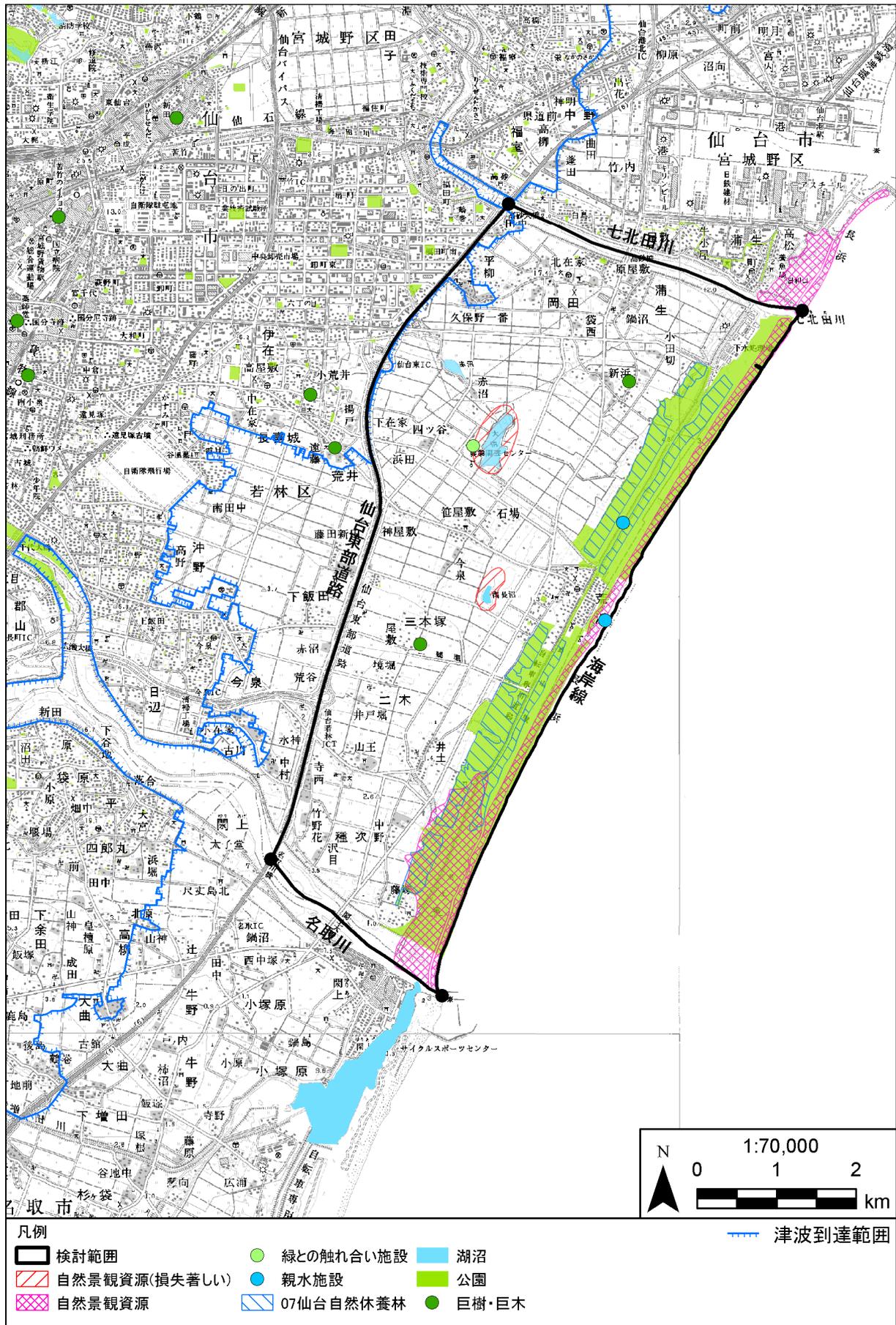


図 5.2-3 (3/3) 道路の建設にあたって注意を要する地域 (自然との触れ合い)

## 第6章 環境配慮の内容



## 第6章 環境配慮の内容

### 6.1. 事業計画への反映

事前調査の目的は、事業計画の早期段階において地域の環境特性を把握し、立地等計画の早期に配慮すべき事項を明らかにし、可能な限り事業計画に反映させることである。

以上の観点から、ここでは検討範囲において、事業効果と環境影響の面から望ましい事業計画地の位置を設定し、その上で、事業計画地の位置と自然環境等で保全しようとする地域又は対象（第5章）との関係について確認した。

#### 6.1.1. 事業計画地の位置の検討

検討範囲（図 5.1-1）の中で、事業計画地の位置（対象道路の敷設位置）の検討を行った。

具体的には、津波被害の軽減という事業効果を最大限に発現させ、事業による環境影響を可能な限り回避・低減するルートを設定した結果、海岸線に並行して走る主要地方道塩釜互理線及び市道岡田 107 号に近接し、かつ並行する位置が望ましいと判断した。

事業計画地の位置を図 2.4-1 に示す（詳細は本書第 2 章を参照のこと）。

#### 6.1.2. 設定された事業計画地とランク毎の環境配慮方針の達成状況

6.1.1 で設定した事業計画地（事業計画の詳細は第 2 章）に対し、第 5 章で示した A、B、C ランクの地域又は対象毎に定めた環境配慮方針を確認し、その達成状況を確認した。

それぞれの地域と事業計画地の位置の関係は、図 6.1-1～3 に示すとおりである。

##### 1) 特に保全重要度が高く、道路の建設を回避すべき地域又は対象（A ランク）

###### (1) 環境配慮方針

当該地域については、調査範囲内では最も重要な地域であり、原則的に改変を避けるものとする。

###### (2) 環境配慮方針の達成状況（概略確認）

事業計画地と「特に保全重要度が高く、道路の建設を回避すべき地域又は対象」については重ならないことを確認した。したがって、地表部の改変等の直接的な影響は生じないものと判断した。

###### (3) 環境配慮において留意すべき事項

**[海岸林]** 仙台湾沿岸の海岸林については、概ね事業計画地より 400m 程度の<sup>注)</sup> 離隔がある

<sup>注)</sup> 環境庁（1996）<sup>1)</sup>によれば、「(オオタカについて) 十分な調査が困難な場合には、便宜的に営巣中心域等を推定することにより、暫定的な保護方策を立てることもやむを得ないことがある。このような場合は、過去の事例等に基づく平均的な目安としては、営巣中心域は 12～36ha 程度（代替巣も含めて 2～3 巣が含まれることが望ましい）以内、高利用域は巣あるいは営巣木群から 1.0km～1.5km 程度以内と考えることが妥当であろう。」との記述があり、平均的な営巣中心域の目安の最大値（36ha）を正円とみなすと、その半径は概ね 338～339m となる。これを踏まえ、行動圏解析を実施していない場合の事業影響の推定として、例えば東京都（2009）<sup>2)</sup>では営巣木から半径 350m の範囲、埼玉県（1999）<sup>3)</sup>では 400m の範囲としている。

1) 環境庁自然保護局野生生物課：猛禽類保護の進め方（特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて）、1996

2) 東京都環境局自然環境部緑環境課：東京都における自然の保護と回復に関する条例 開発許可の手引き、2009

3) 埼玉県環境部自然環境課：オオタカとの共生を目指して－埼玉県オオタカ等保護指針－、1999

ため、仮にオオタカが営巣したとしても事業計画地が営巣中心域に重なる可能性は低いが、事業計画地が繁殖期における採餌環境等として利用される可能性も考えられるため、繁殖期に現地調査を行い、事業影響が生じると予測された場合には、適切な環境保全措置を講ずるものとする。

## 2) 道路の建設が望ましくない地域又は対象 (B ランク)

### (1) 環境配慮方針

当該地域については、可能な限り改変を避けるものとし、避けられない場合には、改変量を最小限にとどめるとともに、代償措置の実施を検討するものとする。

### (2) 環境配慮方針の達成状況 (概略確認)

事業計画地と「道路の建設が望ましくない地域又は対象」については重ならないことを確認した。したがって、地表部の改変等の直接的な影響は生じないものと判断した。

### (3) 環境配慮において留意すべき事項

**[海岸の樹林 (保安林)]** 海岸沿いに広がる海岸林については、保安林に指定されており、また市民の身近な緑、自然観察の場となる仙台自然休養林 (160.93ha) として整備されている。事業による直接的な改変は受けないものの、事業による間接的な影響を受ける可能性もあるため、事業影響があると予測された場合には適切な環境保全措置を講ずるものとする。

**[鳥獣保護区の特別保護地区、自然環境保全地域]** 名取川河口部に広がる潟湖の井土浦については、国指定仙台海浜鳥獣保護区の井土浦特別保護地区や仙台湾海浜県自然環境保全地域に指定されている。一方、七北田川河口部に広がる蒲生干潟については、国指定仙台海浜鳥獣保護区の蒲生特別保護地区に指定されている。いずれも事業による直接的な改変は受けないものの、事業による間接的な影響を受ける可能性もあるため、事業影響があると予測された場合には適切な環境保全措置を講ずるものとする。

**[保存樹木]** 仙台市の保存樹木は 22 本確認されているが、これらの保存樹木の生育位置は全て回避している。事業による直接的な改変は受けないものの、事業による間接的な影響を受ける可能性もあるため、事業影響があると予測された場合には適切な環境保全措置を講ずるものとする。なお、事前に行った現地踏査の結果を踏まえると、仮に残存していても塩害の影響により衰退している可能性があるため、仮に事業影響が生じる場合であっても、現地調査の結果を踏まえて保全措置の実施を検討することとする。

**[埋蔵文化財包蔵地]** 事業計画地に埋蔵文化財包蔵地は分布していないため、事業による直接的な改変は受けない。仮に工事中に埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関と協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

## 3) 道路の建設にあたって注意を要する地域又は対象 (C ランク)

### (1) 環境配慮方針

当該地域については、事業影響があると予測された場合、適切な環境保全措置を講じる

ものとする。

(2) 環境配慮方針の達成状況（概略確認）

事業計画地と「道路の建設にあたって注意を要する地域又は対象」については、一部項目において重なることを確認した。

(3) 環境配慮において留意すべき事項

当該地域については、次項（6.2）において、これらの地域を中心に項目毎に今後の配慮事項を示す。

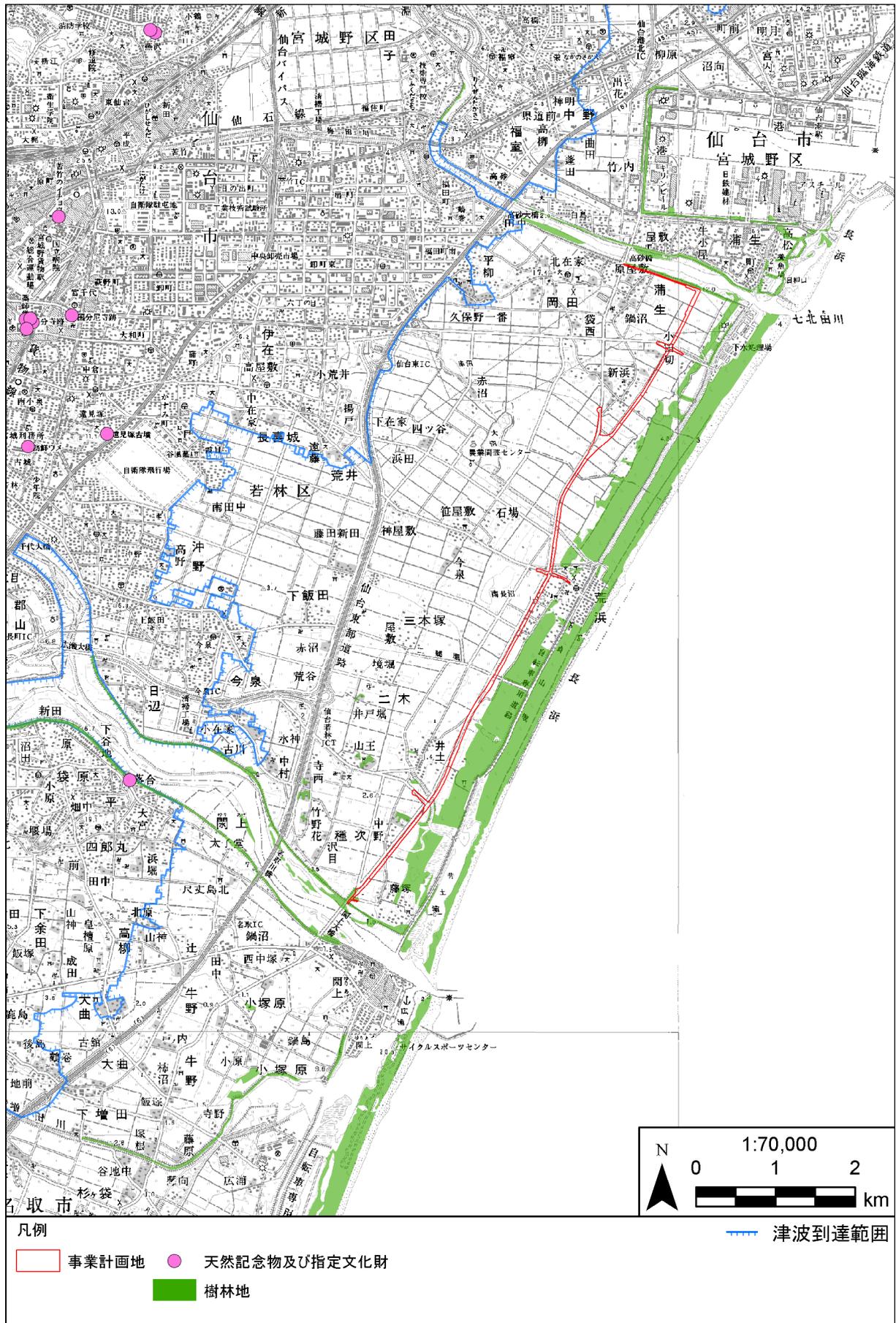
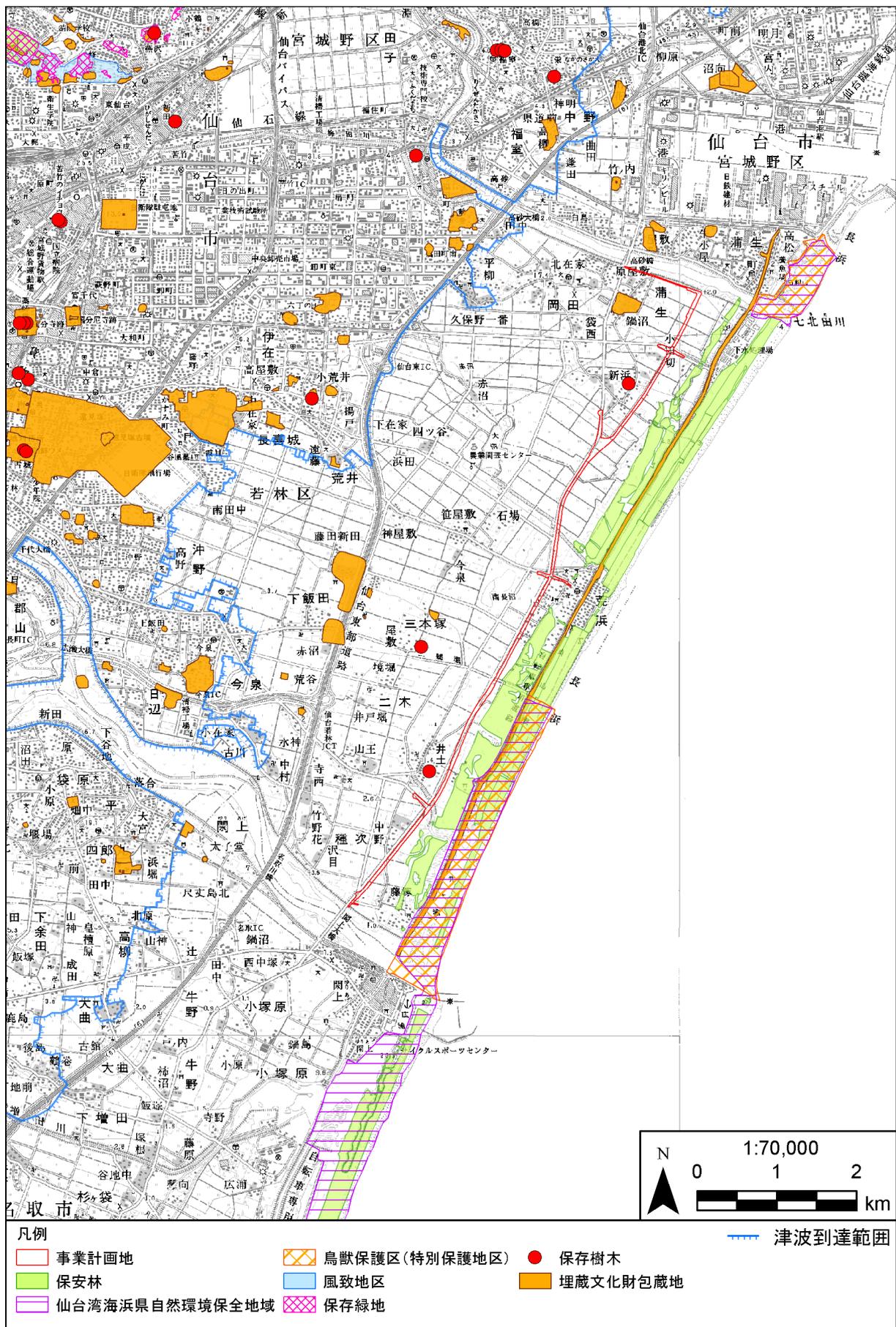


図 6.1-1 特に保全重要度が高く、道路の建設を回避すべき地域又は対象と事業計画の関係



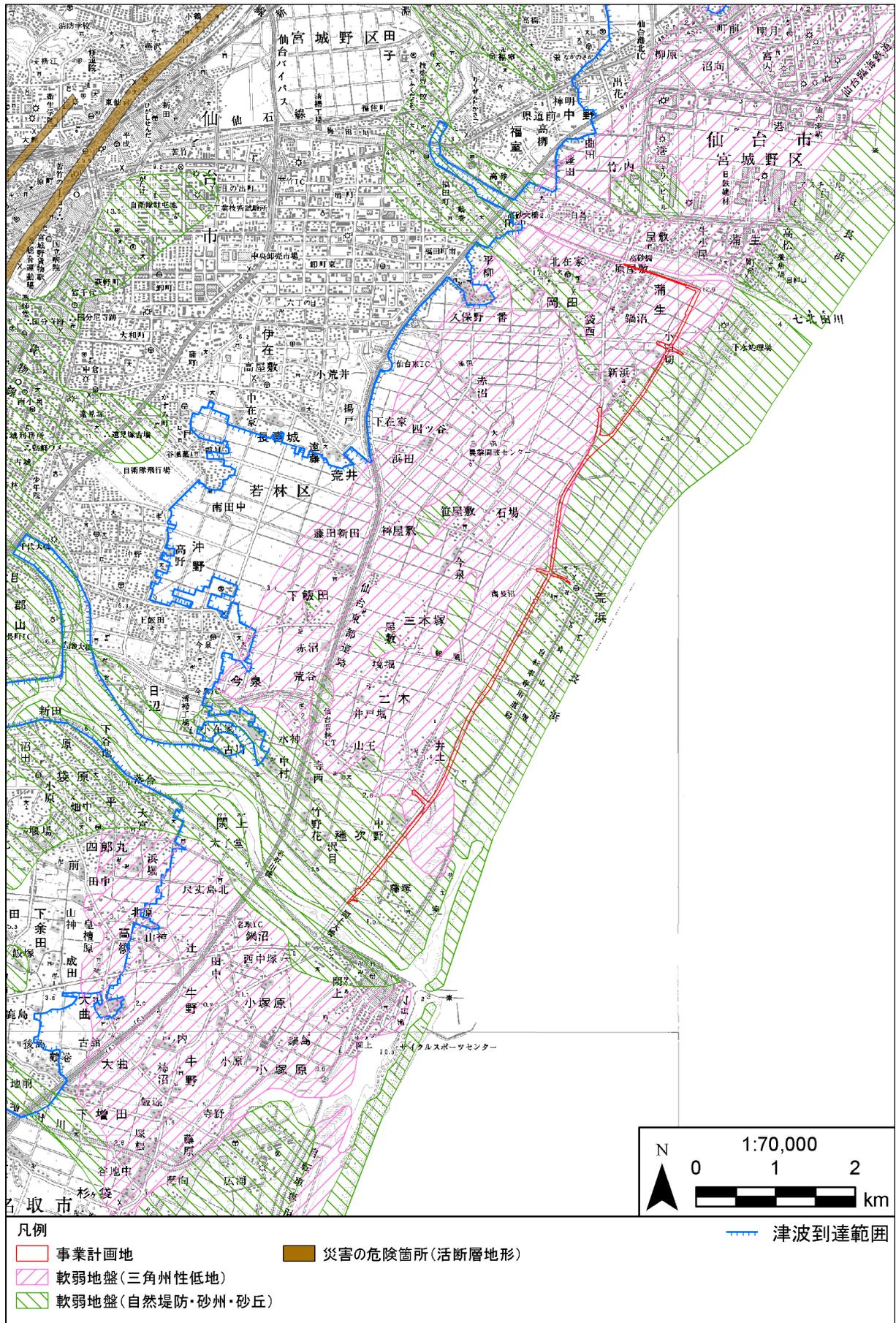


図 6.1-3 (1/3) 道路の建設にあたって注意を要する地域又は対象と事業計画の関係

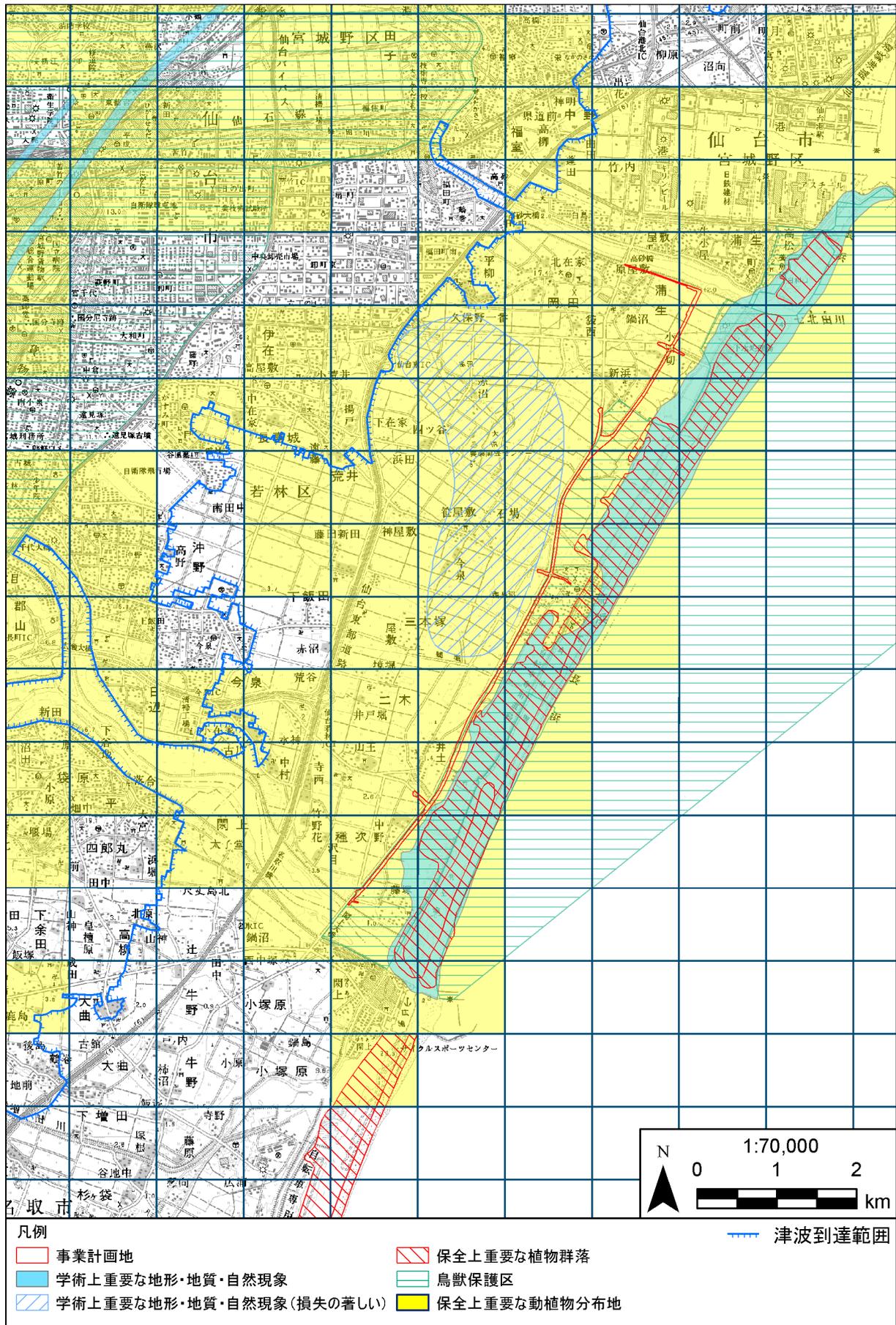


図 6.1-3(2/3) 道路の建設にあたって注意を要する地域 (自然環境の保全)

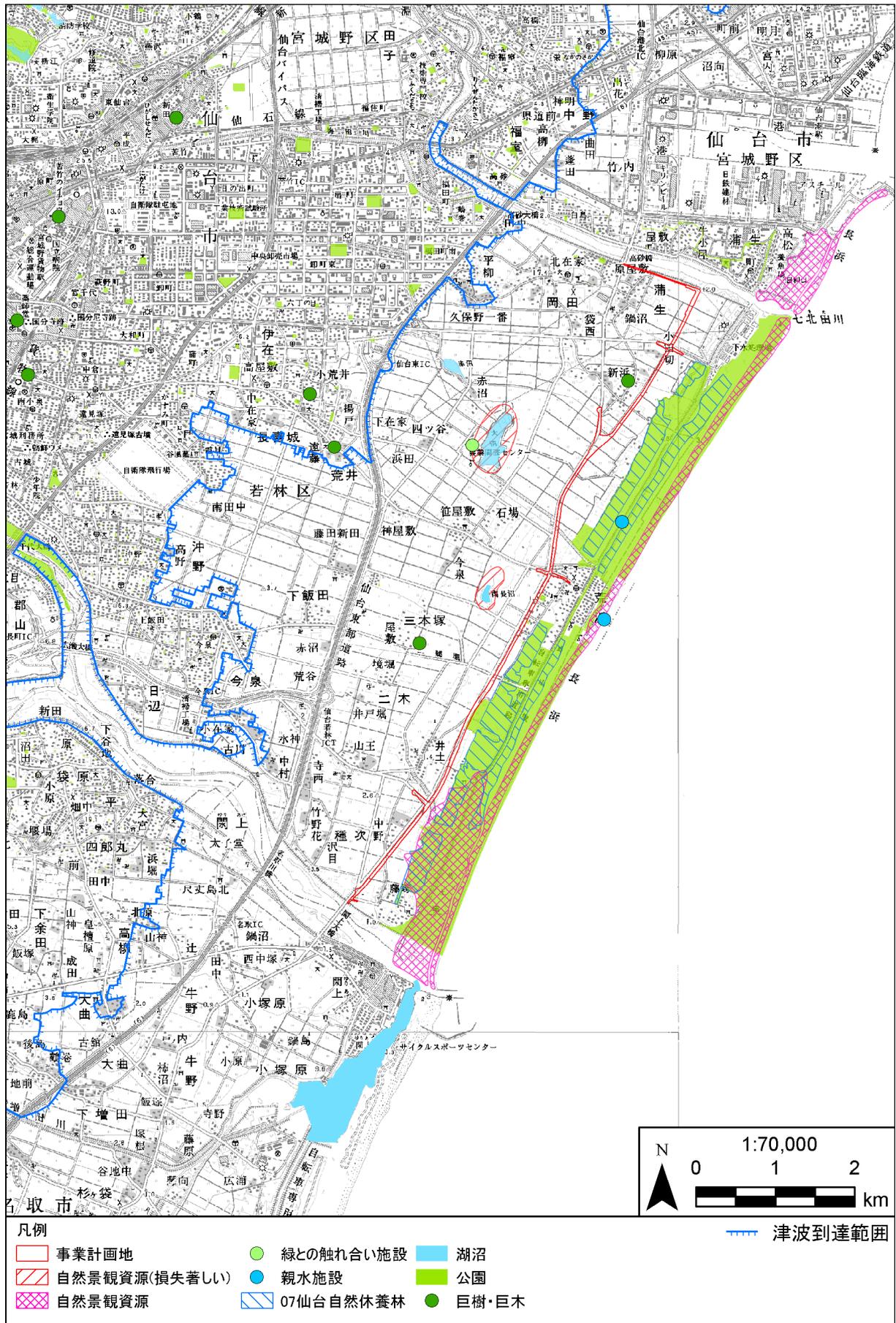


図 6.1-3 (3/3) 道路の建設にあたって注意を要する地域又は対象と事業計画の関係

## 6.2. 事業の実施にあたり、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から留意すべき事項

事業計画地の位置と前項にて抽出した保全すべき対象との位置関係を踏まえ、今後の事業計画の作成及び環境影響評価の実施にあたり、留意すべき事項を環境項目毎に整理した。

### 1) 水象

事業計画地及びその周辺地域には、名取川、七北田川で囲まれた田園地に、大沼、赤沼、南長沼といったため池が点在しているほか、農業用水路が網目状に整備されている。名取川、七北田川やため池群については直接的な影響は生じないが、事業計画地と交差する井土浦川や二郷堀、北長沼堀等については、交差部において暗渠化等されることから工事内容の詳細が確定した上で、必要に応じて環境保全措置を講ずるものとする。

また、水質については、事業による排水計画、融雪剤の使用計画等を十分検討の上、事業計画地と交差する排水路から貞山堀に至る排水の過程で事業影響が予測された場合は、適切な環境保全措置を講ずるものとする。

### 2) 地形・地質

事業計画地の周辺地域には、仙台平野の原風景を残す湖（大沼、赤沼、南長沼）や動植物の重要な生育地（井土浦、名取川河口、七北田川河口など）などの学術上重要な地形が存在するものの直接的な影響は生じない。

事業計画地には軟弱な粘土層が広く分布しており、事業に際して隣接する住宅、農地及び道路等への事業影響が考えられることから、現地調査において現況の状態を十分に把握するとともに、事業影響が予測された場合は適切な保全措置を講じるものとする。

### 3) 植物

事業計画地及びその周辺地域には、環境省レッドリストや宮城県レッドデータブック及び自然環境基礎調査報告書等に記載される注目すべき植物種が生育する可能性がある。これらの生育状況については、現地調査により詳細な情報を獲得し、事業影響が予測された場合は、移植等の適切な環境保全措置を講ずるものとする。

この他、事業計画地の東側海岸沿いは、仙台海浜鳥獣保護区など各種法令による指定がなされていることから、その中心的地域となる井土浦や蒲生干潟についても、事業計画の検討に当たって十分に配慮するものとする。

### 4) 動物

事業計画地及びその周辺地域には、環境省レッドリストや宮城県レッドデータブック及び自然環境基礎調査報告書等に記載される注目すべき動物種が生息する可能性がある。これらの生息状況については、現地調査により詳細な情報を獲得し、事業影響が予測された場合は、移植等の適切な環境保全措置を講ずるものとする。

この他、事業計画地の東側海岸林には、過去にオオタカ（国内希少動物）の営巣実績があること、仙台海浜鳥獣保護区など各種法令による指定がなされていることから、事業計

画の検討に当たって十分に配慮するものとする。

## 5) 景観

事業計画地及びその周辺地域には、仙台湾平野の代表的な田園景観が広がり、自然景観資源として、蒲生干潟、井土浦、南長沼、大沼、仙台湾砂浜海岸（深沼海岸）、長浜、広浦などを挙げることができる。これらの景観資源に直接的な影響は及ばないが、道路構造物の存在による視認性の問題などについては、事業計画の立案に当たって十分に配慮するものとする。

「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月 仙台市都市整備局計画部都市景観課）では、事業計画地の田園地が『自然景観（田園地ゾーン）』に、海岸付近が『自然景観（河川・海岸地ゾーン）』に位置付けられており、事業計画の立案に当たってはこの上位計画に十分に配慮するものとする。

## 6) 自然との触れ合いの場

事業計画地の周辺地域には、仙台湾海浜県自然環境保全地域、海岸公園、深沼海水浴場、仙台自然休養林、広瀬川、大沼、赤沼、南長沼、蒲生干潟、井土浦、広浦、仙台市農業園芸センターなどを挙げることができる。

これらの自然との触れ合いの場については、直接的な影響は生じないが、水質の変化による間接的な影響や移動阻害等の事業影響が及ばないように、事業計画の立案に当たって十分に配慮するものとする。また、事業影響について適切に予測し、事業影響が予見された場合には適切な保全措置を講じるものとする。

なお、冒険広場や海岸公園など、本事業に接するように整備される触れ合いの場については、関係機関と十分協議の上、事業影響の回避、低減に努めるものとする。

## 7) 文化財

事業計画地には文化財の分布は認められない。事業計画地の周辺地域には埋蔵文化財が点在しているため地表部の改変が及ばないように工事計画、設計を行うとともに、仮に工事中に埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関と協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

## 8) その他

事業計画地及びその周辺地域には、住宅地や学校などが点在していることから、工事中から供用後にわたり、大気環境（騒音、振動など）が著しく悪化しないように対策を講じるものとする。

ただし、震災後の流動的な状況にあって、今後保全対象自体が大きく変化する可能性があるため、同時並行で実施される防災集団移転促進事業等の動向には十分注意を払うものとする。